

## 要望等に対する回答について

要望年月日: 令和5年6月21日

要望団体名: 一般社団法人全国道路標識・標示業協会岩手県協会

| 要望項目                                    | 取組状況等  | 県政への<br>反映区分<br>※ |
|---|--|-------------------|
| 1. 塗装(区画線)を主工事とした発注の促進について              | 区画線については、施工規模や現場条件等を勘案し、現場管理が輻輳せず道路利用者の安全に支障が生じない塗り替え工事等について分離発注を行っているところです。<br>今後も、施工規模や現場条件等を勘案し、引き続き分離発注に努めていきます。   | B                 |
| 2. 路面標示施工技能士(加熱ペイントマシンマーカール工事作業)の活用について | 条件付一般競争入札においては、十分な競争性が確保されることを前提に、会社の過去の施工実績等の必要な要件を付して発注しています。<br>路面標示塗装工事では、ペイント式・溶融式のいずれか一方のみを使用する契約は稀であることから、加熱ペイントマシンマーカール工事作業に係る路面標示施工技能士の配置のみを要件とする技術者資格要件等を設定することは難しいものと考えますが、必要に応じ、国及び他県の動向等を注視しながら、研究していきます。 | C                 |
| 3. 標識工事、保守点検事業における「道路標識点検診断士」の活用について    | 小規模附属物の点検については、平成29年3月に国土交通省が作成した「小規模附属物点検要領」を参考に実施を検討しているところですが、「道路標識点検診断士」の活用について、必要に応じ、国及び他県の動向等を注視しながら研究していきます。  | C                 |

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

## 「県政への反映区分」について

| 反映区分             | 記号 | 内 容  |
|------------------|----|--|
| 提言等の趣旨に沿って措置したもの | A  | <p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満したしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p> |
| 実現に向けて努力しているもの   | B  | <p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満していないもの<br/>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度・条例等の新設・改正等を要するもの</li> <li>・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの</li> <li>・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</li> </ul> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>                                 |
| 当面は実現できないもの      | C  | <p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>   |
| 実現が極めて困難なもの      | D  | <p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>  |
| その他              | S  | 反映区分の選択になじまないもの  |
|                  | T  | 県民等からのお礼、感謝の類  |